

上尾市水道事業管理規程第3号

上尾市水道事業会計規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和6年3月29日

上尾市長 畠山 稔

上尾市水道事業会計規程の一部を改正する規程

上尾市水道事業会計規程（昭和42年上尾市水道事業管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

第97条第1項中「第21条の15」を「第21条の14」に改める。

第102条の2中「第21条の14第1項第1号」を「第21条の13第1項第1号」に改める。

第102条の3中「第21条の14第1項第3号」を「第21条の13第1項第3号」に改める。

第103条第3項ただし書中「第21条の14第1項第2号」を「第21条の13第1項第2号」に改める。

第106条第1項中「第21条の15」を「第21条の14」に改める。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。